第85号議案

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成21年11月30日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、議員の期末手当の額を改定するため提出します。

東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例(昭和31年12月台東区条例第19号)の一部を次のよ うに改正する。

第8条第2項中「6月及び12月に支給する場合においては 100分の165」を「6月に支給する場合においては100 分の165、12月に支給する場合においては100分の15 5」に改める。

第2条 東京都台東区議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「6月に支給する場合においては100分の 165、」を「6月及び」に、「100分の155」を「100 分の150」に改める。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成22年4月1日から施行する。